

東京高等裁判所分限事件調査委員会規程（制定 昭23. 11. 12）

改正 昭24. 12. 24, 昭35. 12. 13

第1条 東京高等裁判所の分限事件調査委員会（以下委員会という。）については、他の規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、東京高等裁判所長官（以下長官という。）の請求により、事件を調査し、その結果を、意見を附して長官に報告しなければならない。

第3条 委員会は、委員5人でこれを組織する。

2 委員は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ、長官が、常置委員会の意見をきいてこれを指名する。委員に欠員を生じたときもまた同様である。

3 委員は、同時に裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第4条の合議体の構成員又は東京高等裁判所常置委員となることはできない。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

5 委員の任期は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

6 任期満了によって退任した委員は、新たに選出された委員が就任するまで、なお委員の任務を行う。

7 補欠によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員が、これを互選する。

3 委員長は、会議の議長となり、かつ、会務を総理する。

4 委員長に差しつかえがあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が、これを招集する。

2 委員会は、これを公開しない。

3 委員会は、被請求者の陳述をきくことができる。

第6条 委員会は、4人以上の委員（委員長を含む。以下同じ。）が出席しなけれ

ば、議事を開き決議をすることができない。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条 委員会の議事については、出席した委員の1人が、議事録を作成し、その要領を記録する。

第8条 東京高等裁判所を代表して分限事件の審問に立ち会う者は、委員長又はその指定する委員とする。

第9条 委員会は、東京高等裁判所の職員に事務の補助を命ずることができる。

附 則

この規程は、昭和23年10月13日から、これを施行する。

附 則（昭24．12．24改正）

この規程は、昭和25年1月1日からこれを施行する。

附 則（昭35．12．13改正）

この規程は、昭和36年1月1日から施行する。